

2021年 月 日

草津町議会議長 様

請願者 住所

氏名

印

(ほか別紙

名)

紹介議員 (

印)

20年12月黒岩卓議長の不適切発言及び21年1月21日付「^{ごひょう}通知書」の誤謬を議会広報誌に

掲載することに関する請願書

請願の趣旨

- 1, 「性被害の事実を含め、およそ事実かウソかは多数決では決めることはできない」というのが常識的判断力の持ち主の判断であることに鑑(かんが)み、黒岩議長の不適切発言を訂正し議会広報誌に掲載し議長も常識的判断力の持ち主であることを示して名誉を回復すべきであること。
- 2, 内閣府調査によっても、性被害女性の大多数は告訴できていない。それほど性被害は深刻残酷なものなのである。この事実に対する無知に因(よ)り、町長からの性被害を訴えている新井祥子氏に告訴を強要することこそ「セカンドレイプの町・草津」の汚名を拡散する原因である。よって通知書の誤謬を認めて議会広報誌に掲載し、汚名を少しでも雪(すす)ぐべきであること。

請願の理由

- 1, 報道によると(朝日、20年12月7日付)新井祥子町議(当時)リコール住民投票結果を受け黒岩議長は『『圧倒的多数による大勝利だ。新井氏の発言はうそという審判を町民が下した』と満足げに語った。』とある。しかし、性被害の事実を含め、およそ事実かウソかは多数決では決めることはできない、というのが常識的判断力の持ち主の判断するところである。よって「圧倒的多数によっても新井氏の性被害発言をウソとは言うことができない」と発言を修正し、それを議会広報によって住民に周知し、黒岩議長も常識的判断力を保持していることを示して名誉回復されるべきであること。
- 2, 「通知書」は「新井氏が黒岩町長から『犯された』とする性被害を『刑法177条強制性交等』で告訴するべきであることを通告します」として、黒岩忠信町長の持論である、新井氏が町長を刑事告訴をしないのは「新井祥子が100%嘘を言っている証拠である」(町民の皆様へ令和2年9月12日)を前提に、新井氏に告訴を強要した。これは性被害者の実態について極度の無知を暴露したものである。内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月内閣府男女共同参画局)によっても「被害を受けた女性の約6割、男性の約4割はどこにも相談していない」。「相談」した4割の女性のうちでも「警察に連絡・相談した」のは2.8%に過ぎない。このうちのどれだけの女性が刑事告訴できただろうか。これが性暴力被害の深刻さ残酷さである。本通知書の主張は告訴できてない全ての性被害女性に対し「嘘吐きだ」とセカンドレイプしたことを示すものである。こうした町長&町議会議長の言動こそが「セカンドレイプの町・草津」の汚名を拡散せしむることに大いに貢献しているのである。

よって、本通知書は「根本から性被害の実態についての無知を草津町議会が示したものであった」ことを議会広報誌に掲載し「セカンドレイプの町・草津」の汚名を少しでも雪がれた方がよいこと。

※本請願者に名を連ねたいという希望を表明された草津町民の方には、新井氏に対する町当局&議会を挙げた誹謗中傷セカンドレイプの酷薄さにより断念いただいたため、本請願者に町民はゼロであることを付言する。

別紙

草津町議会議長 様

請願者	住所 氏名	印
請願者	住所 氏名	印
請願者	住所 氏名	印
請願者	住所 氏名	印
請願者	住所 氏名	印

20年12月黒岩卓議長の不適切発言及び21年1月21日付「^{ごひょう}通知書」の誤謬を議会広報誌に

掲載することに関する請願書

請願の趣旨

- 1, 「性被害の事実を含め、およそ事実かウソかは多数決では決めることはできない」というのが常識的判断力の持ち主の判断であることに鑑(かんが)み、黒岩議長の不適切発言を訂正し議会広報誌に掲載し議長も常識的判断力の持ち主であることを示して名誉を回復すべきであること。
- 2, 内閣府調査によっても、性被害女性の大多数は告訴できていない。それほど性被害は深刻残酷なものなのである。この事実に対する無知に因(よ)り、町長からの性被害を訴えている新井祥子氏に告訴を強要することこそ「セカンドレイプの町・草津」の汚名を拡散する原因である。よって通知書の誤謬を認めて議会広報誌に掲載し、汚名を少しでも雪(すす)ぐべきであること。

請願の理由

(略)

備考：紹介議員である中澤康治議員さん宅に郵送します。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津 559-34